第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の策定の概要について

資料1

１．計画の位置づけ

● 障害者計画

基本理念　自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ
だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ

３つの基本方針
1. 地域で安心して暮らすことができる
2. 自分らしく生き生きと暮らすことができる
3. すべての人が共に支え合い暮らすことができる

● 障害福祉計画　● 障害児福祉計画

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の確保に係る成果目標、必要とされるサービス見込量の確保のための方策を定める実施計画
（障害者総合支援法第88条第１項、児童福祉法33条の20第１項）

２．計画期間

	R６	R７	R８	R９	R１０	R１１
障害者計画	６年間（R６～R１１）					
障害福祉計画	第７期（３年間）			第８期（３年間）		
障害児福祉計画	第３期（３年間）			第４期（３年間）		

●現行計画（第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画）は、
令和８年度末をもって、計画期間が満了する。

３．第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の策定体制

令和８年度末をもって、現行計画（第７期品川区障害福祉計画・第３期品川区障害児福祉計画）の計画期間が満了するため、令和８年４月以降、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画等策定委員会」を設置し、計画内容などに関して協議・検討を行い（年４回開催）、新たな計画を策定する。

計画策定・推進体制

＜計画策定＞

障害福祉計画等策定委員会
↓
事務局（障害者施策推進課）
↑
意見聴取・意見反映
↓
地域自立支援協議会
区民＜説明会・パブリックコメント＞
障害者団体

検討・調整
↓
庁内連絡会

＜現行計画の推進＞

障害福祉計画等推進委員会
↓
現行計画の分析・評価
計画（P）
改善（A）　実行（D）
評価（C）
↓
必要に応じて改善・見直し

４．次期計画策定のための基礎調査アンケート（令和７年度）

＊調査期間：令和７年９月２６日～１０月２４日＊

障害児者の生活状況や障害福祉サービスへのニーズ、区の障害者施策に対する意見や要望等を把握するため在宅障害児者、施設入所者および区内事業所を対象にアンケート調査を実施

（　配付数：6,008人　有効回収数：2,850人　有効回収率：47.4%　）

５．策定スケジュール

4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月　4月

令和８年

●第1回策定委員会
●第1回庁内連絡会
●第2回策定委員会
●第2回庁内連絡会
●第3回策定委員会
●団体意見照会
●自立支援協議会
●パブリックコメント
●（仮）区民説明会
●パブリックコメント回答期間

令和９年

●第3回庁内連絡会
●第4回策定委員会

●厚生委員会（現行計画の実績報告）
●厚生委員会（素案・パブコメ）
厚生委員会●（パブコメ結果・成案）

計画公表